

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚																																																																
発生日時	令和5年1月24日 19時50分ごろ（発見時刻）																																																																
発生場所	静岡県沼津市戸田漁港 戸田港防波堤灯台から真方位059°50m付近 （概位 北緯34°58.3′ 東経138°46.6′）																																																																
事故の概要	漁船第一清正丸は、ブイに係留中、圧流されて河口の浅所に乗り揚げた。																																																																
事故調査の経過	令和5年4月5日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済																																																																
事実情報																																																																	
船種船名、総トン数	漁船 第一清正丸、14トン																																																																
船舶番号、船舶所有者等	SO2-4725（漁船登録番号）、個人所有																																																																
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定																																																																
負傷者	なし																																																																
損傷	船底外板に破口、主機等に濡損（全損）																																																																
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約9m/s 戸田漁港の南約24.7kmに位置する松崎地域気象観測所における 令和5年1月24日の観測値は、次のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12:00</td> <td>西</td> <td>8.3</td> <td>西</td> <td>14.3</td> </tr> <tr> <td>14:00</td> <td>西</td> <td>8.0</td> <td>西南西</td> <td>15.8</td> </tr> <tr> <td>16:00</td> <td>西</td> <td>9.4</td> <td>西</td> <td>15.9</td> </tr> <tr> <td>18:00</td> <td>西</td> <td>9.1</td> <td>西</td> <td>14.5</td> </tr> <tr> <td>19:00</td> <td>西</td> <td>10.8</td> <td>西南西</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>19:10</td> <td>西</td> <td>11.8</td> <td>西南西</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>19:20</td> <td>西</td> <td>11.2</td> <td>西</td> <td>20.4</td> </tr> <tr> <td>19:30</td> <td>西</td> <td>11.0</td> <td>西</td> <td>17.9</td> </tr> <tr> <td>19:40</td> <td>西</td> <td>8.4</td> <td>西南西</td> <td>15.2</td> </tr> <tr> <td>19:50</td> <td>西</td> <td>7.8</td> <td>西</td> <td>15.3</td> </tr> <tr> <td>20:00</td> <td>西</td> <td>8.4</td> <td>西</td> <td>14.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>海象：波向 南南東、波高 約3m、潮汐 下げ潮の初期</p>	時刻	平均		最大瞬間		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	12:00	西	8.3	西	14.3	14:00	西	8.0	西南西	15.8	16:00	西	9.4	西	15.9	18:00	西	9.1	西	14.5	19:00	西	10.8	西南西	18.0	19:10	西	11.8	西南西	21.6	19:20	西	11.2	西	20.4	19:30	西	11.0	西	17.9	19:40	西	8.4	西南西	15.2	19:50	西	7.8	西	15.3	20:00	西	8.4	西	14.0
時刻	平均		最大瞬間																																																														
	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)																																																													
12:00	西	8.3	西	14.3																																																													
14:00	西	8.0	西南西	15.8																																																													
16:00	西	9.4	西	15.9																																																													
18:00	西	9.1	西	14.5																																																													
19:00	西	10.8	西南西	18.0																																																													
19:10	西	11.8	西南西	21.6																																																													
19:20	西	11.2	西	20.4																																																													
19:30	西	11.0	西	17.9																																																													
19:40	西	8.4	西南西	15.2																																																													
19:50	西	7.8	西	15.3																																																													
20:00	西	8.4	西	14.0																																																													
事故の経過	<p>本船は、底引き網漁を終えて戸田漁港に帰港し、同漁港内の道龍川河口の北西方沖約100mにおいて、船首を東方（陸岸）に向け、船首部から出した係留索1本を係留ブイに結んで係留し、船長は伝馬船で本船を離れた。</p> <p>船長は、1月24日08時00分ごろ、本船で係留状況を確認した</p>																																																																

	<p>際、特に異常は認めなかった。</p> <p>強風のため戸田漁港の様子を確認に来た僚船乗組員は、19時50分ごろ、係留索が破断した状態の本船が戸田漁港内の道龍川河口の浅所に乗り揚げているのを発見して船長に連絡した。</p> <p>本船の係留索は、直径30mmのポリエステル製で、令和2年頃から使用されており、係留ブイは、海底の錘にロープを繫いだもので、ふだんから漁船の係留に使用されていた。</p> <p>船長は、本船を係留ブイに係留中、気象情報を確認して係留索を増やす措置をとった経験があったが、本事故当時は事前にテレビや携帯電話で気象情報を入手していたものの、予想を上回る強風が吹いたと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、不詳であった。</p>
分析	<p>本船は、約9m/sの北北西風及び波高約3mの南南東の波がある状況下、係留索1本により係留ブイに係留を続けていたことから、係留索が破断し、漂流して道龍川河口の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、約9m/sの北北西風及び波高約3mの南南東の波がある状況下、係留索1本により係留ブイに係留を続けていたため、係留索が破断し、漂流して道龍川河口の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、小型船舶を無人で係留する際、気象情報を入手し、強風等に備え、必要に応じて係留索を増やす、港内への移動などの措置を行うこと。</li> </ul>